

こ 保 運 第 59 号  
令和 4 年 4 月 18 日

各保育・教育施設設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止  
に向けた取組の徹底について

日ごろから、本市保育・教育行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記について、別添のとおり厚生労働省より事務連絡が発出されましたので、周知いたします。  
つきましては、別添資料をご確認くださいませよう、お願いいたします。

また、16日、広島市の保育園で園児の姿が見えなくなり、その後、捜したところ、放水路で男児が横たわっているのを発見。病院に運ばれたが、約1時間後に死亡が確認されたという事故が発生しました。

横浜市では令和3年（1月～12月）に行方不明や見失いの事故が、28件発生しています。その中には、保育中に園児が抜け出し1人で帰宅してしまうという事故も複数件、含まれています。

保育中の安全管理は日々行われている日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。今回お送りした厚生労働省の事務連絡とあわせて、本市から令和3年12月3日に通知した「保育中の安全管理について」や「人数確認のポイント」のチラシをご覧ください。そして、今一度、児童の安全管理について、各園で研修や職員会議を行い、安全管理の体制や方法について、再確認をお願いいたします。

通知内容、チラシは、下記 URL のページに掲載しています。ご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

**【参考】**

・添付資料別添7の保育体制強化事業は、本市では、向上支援費「保育者業務支援事業費助成」として、実施しております。

・添付資料別添8の若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業は、保育経験豊かな巡回訪問担当職員が、各施設・事業所を訪問し、事故防止への取組についてのヒアリングやアドバイス等を行う事業になります。詳細は、令和4年4月13日にメールでお知らせをしていますのでご確認ください。

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電 話 045-671-3564

メール kd-uneishidou@city.yokohama.jp